

(所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十七年十月十一日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

条約第三十条3(b)の規定に関し、同条3(a)(i)に規定する日は、貴官の返簡の日とする。

本使は、前記の提案がデンマーク王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十一年十一月五日
にコペンハーゲンで

デンマーク王国駐在

日本国特命全権大使
宮川学

デンマーク王国

外務省アジア・ラテンアメリカ・オセアニア局長
トーマス・レーマン殿

(デンマーク側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、デンマーク王国政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十一年十一月五日にコペンハーゲンで

デンマーク王国

外務省アジア・ラテンアメリカ・オセアニア局長 トーマス・レーマン

デンマーク王国

日本国特命全権大使 宮川学閣下